

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係 沖縄の航空権益第二巻

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43485

了解宣言書小集

(モーランダ案)

の代表者

極 級
まで
部の内
号

+ 現在の規格における。

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、沖縄の施政権の日本国への返還に関連し、沖縄の航空業務を運営する米国航空企業の運営及び千九百六十九年十一月十二日に修正された日本国とアメリカ合衆国との間の民間航空協定の附表の修正に関する事項を記す。

USA
N-Pac.
M-Pac.
TFO
(OS)
OK
TPE

一 ノースウエスト航空、フライング・タイガー航空、トランス・ワールド航空及びコンチネンタル航空の米国航空企業四社は、現に運営している沖縄に関する航空業務であつて日本本土と那覇間の航空業務（カボタージュ）でないものを、沖縄の施政権が日本国に返還される日から（ ）の期間に限り、運営することを認められる。

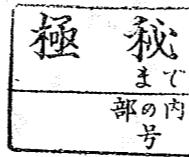
二 前項の措置は、千九百六十九年十一月十二日に修正された日本

国とアメリカ合衆国との間の民間航空協定の附表に具体化することとする。また同附表の日米両国の日本本土と沖縄間の路線（A）（3）及び（B）（3）及び当該路線に関する注³を削ることとする。
（A）は、^{（除さるため、}改訂^{するため、}新^{するため、}）
これらの修正を加えた新^{するため、}附表は、沖縄の施政権が日本国に返還される日に効力を生ずるものとする。

附表の修正に関する合意を締結せし。

(アモランダム案)

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、沖縄の施政権の日本国への返還に関連し、沖縄に航空業務を運営している米国航空企業の取扱い及び千九百六十九年十一月十二日に修正された日本国とアメリカ合衆国との間の民間航空協定の附表の修正に關し、次のとおり合意する。



一 ノースウエスト航空、フライング・タイガーエア、トランス・

ワールド航空及びコンチネンタル航空の米国航空企業四社は、現に運営している沖縄に関する航空業務であつて日本本土と那覇間の航空業務（カボタージュ）でないものを、沖縄の施政権が日本

国に返還される日から（ ）の期間に限り、運営することを

認められる。

二 前項の措置は、千九百六十九年十一月十二日に修正された日本国とアメリカ合衆国との間の民間航空協定の附表に具体化することとする。また同附表の日米両国の日本本土と沖縄間の路線（(A) (3) 及び(B) (3)）及び当該路線に関する注³を削ることとする。

これらの修正を加えた新しい附表は、沖縄の施政権が日本国に返還される日に効力を生ずるものとする。

(c)

アメリカ合衆国政府によつて指定された次の航空企業は、沖縄返還協定の効力発生の日から（期間）間に限り、この間に定めるそれぞれの航空路線において、両方向に航空業務を運営し、及びこの間に定める日本国内の地点に定期の着陸を行なう権利を与える。

(1) ノース・ウェスト航空及びフライング・タイガー航空

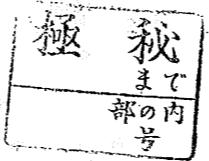
合衆国から北太平洋又は中部太平洋を経て東京、大阪及び那

那覇へ、並びに以遠

(2) トランス・ワールド航空

合衆国から中部太平洋を経て那覇へ、並びに那覇以遠台北及

び香港へ、並びに以遠



(3)

コンチネンタル航空

グアム島からサイパン島を経て那覇へ

附表

附表

SCHEDULE

米国との航空協定附表修正取扱

(A) An airline or airlines designated by the Government of Japan shall be entitled to operate air services on each of the air routes specified, in both directions, and to make scheduled landings in the United States of America at the points specified in this paragraph:

(1) From Japan to Honolulu, San Francisco, and:

(a) New York and beyond New York to Europe (including the United Kingdom) and beyond,*

(b) beyond to Mexico and Central America,**

(2) From Japan to Honolulu and Los Angeles and beyond to South America.***

(3) From Japan to Okinawa and beyond.***

(4) From Japan via Anchorage to New York.

(5) From Japan via Saipan to Guam.

(B) An airline or airlines designated by the Government of the United States of America shall be entitled to operate air services on each of the routes specified in both directions and to make scheduled landings in Japan at the points specified in this paragraph:

(1) From the United States via the North Pacific to Tokyo and Osaka and beyond.

(2) From the United States via the Central Pacific to Tokyo and Osaka and beyond.

(3) From Okinawa to Tokyo and Tokyo.***

(C) Except as otherwise indicated, points on any of the specified routes may at the option of the designated airline be omitted on any or all flights.

D(C)

(1)

合衆国からホノルル及びロス・アンゼルスへ、並びに以

遠南米へ(注2)

日本國から沖縄へ及古以遠(注3)

日本國からアンカレッジを経てニア・ヨークへ

日本國からサイパン島を経てグアム島へ

アメリカ合衆国政府によつて指定された一又は二以上の航

空企業は、この(B)に定める各航空路線において、両方向に航

空業務を運営し、及びこの(C)に定める日本国内の地点に定期

の着陸を行なう権利を与える。

(2)

日本國からホノルル及びロス・アンゼルスへ、並びに以

遠南米へ(注2)

日本國から沖縄へ及古以遠(注3)

日本國から太岐及び東京へ(注3)

特定路線上の地点は、別段の定めがある場合を除くほか、

いずれかの又はすべての飛行にあつて、指定航空企業の選

択により省略することができる。

(3)

油電かや太岐及び東京へ(注3)

特定路線上の地点は、別段の定めがある場合を除くほか、

いずれかの又はすべての飛行にあつて、指定航空企業の選

択により省略することができる。

(4)

合衆国から中部太平洋を経て東京及び大阪へ、並びに以

遠

油電かや太岐及び東京へ(注3)

特定路線上の地点は、別段の定めがある場合を除くほか、

いずれかの又はすべての飛行にあつて、指定航空企業の選

択により省略することができる。

(5)

合衆国から北太平洋を経て東京及び大阪へ、並びに以

遠

油電かや太岐及び東京へ(注3)

特定路線上の地点は、別段の定めがある場合を除くほか、

いずれかの又はすべての飛行にあつて、指定航空企業の選

択により省略することができる。

(注1)

日本國から東に向かつて運航される飛行でニア・ヨー

クの定期の着陸を行なうもの及び日本國に向かつて西

へ運航される飛行でニア・ヨークから定期の着陸を行

なうものには、サン・フランシスコに定期の着陸を行

なうことはできない。

(注2)

これらの路線上の合衆国の地点において、合衆国以

外の目的地又は出発地とする旅客、貨物及び郵便物

のストップ・オーバー又は積込み若しくは積御しを行

なうことはできない。

(注3)

これらの路線を許するにあたり、各締約国は、アメ

リカ合衆国が沖縄に対する行政、立法及び司法上の権力

を行としている根拠たる千九百五十一九年八月八日(サハ)

フランスによって署名された日本国との平和条約第五条の

規定を了解するものである。